



がん複合検診を受けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

がんの予防には、生活習慣の改善と、定期的にがん検診を受け早期発見することが大切です。自分が受けた検診項目を選んで受けることができますので、この機会に受けてみませんか。

対象者には、7月初旬に申込書を郵送します。送付された内容を確認してお申し込みください。

対象者で申込書が届かなかった場

合はお問い合わせください。総合健診受診者、町の間ドック申込者・受診者は対象外です。

実施期間：9月下旬～10月上旬

検診項目	内容	対象者
肺がん検診	胸部レントゲン	40歳以上
胃がん検診	胃透視	
大腸がん検診	便潜血	
腹部超音波検診	腹部超音波	40歳以上(男性)
前立腺がん検診	採血	
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	40歳以上(女性)
乳がん検診	視触診+マンモグラフィ	
骨粗しょう症検診	超音波(かかと)	
特定健診 ^(※)	問診・身体測定・血圧・診察・血液検査・尿検査・心電図など	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者(40歳以上) 後期高齢者医療被保険者

※社会保険(健保組合・協会けんぽ・共済組合など)加入者とその扶養家族は各医療保険者(保険証の発行元)に申し込み、各医療保険者の案内に従ってください。

平成26～28年度菊陽町集団健(検)診からのがん発見者数(人)

種別	肺がん	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん発見者数	13	4	13	8	22

その他のがん発見者数(肝がん、前立腺がんなど)15人



夏場は特に注意 食中毒に気を付けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

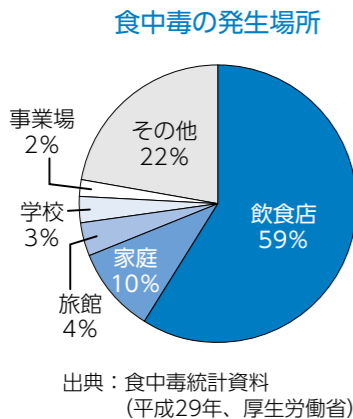
急な腹痛や下痢、おう吐などの症状で疑われるものの一つが「食中毒」です。家庭での食中毒を3つの原則、6つのポイントで防ぎましょう。

食中毒の原因

例年、夏場(6～8月)は細菌が原因となる食中毒が多く発生しています。その代表的なものは、腸管出血性大腸菌(O157、O111など)やカンピロバクター、サルモネラ属菌などです。

台所に潜む食中毒の危険

飲食店などでの外食時だけでなく、家庭にも食中毒の危険性が潜んでいます。



1 付けない
食中毒予防の3つの原則
手にはさまざまな雑菌が付着して

- 1 買物
 - 消費期限の確認
 - 2 家庭での保存
 - 冷蔵庫などに食材を詰めすぎない
 - 3 下準備
 - 野菜などの食材も流水で洗う
 - 生肉や魚などは生で食べるものから離す
 - 4 調理
 - 作業前に手を洗う
 - 十分に加熱する
 - 5 食事
 - 長時間室内に放置しない
 - 6 残った食品
 - 時間が経っていたり、少しでも怪しいと思ったら思い切って捨てる
- 2 増やさない
3 やつつける
4 調理は清潔な手で行い、食材をしっかりと加熱する
- 5 いるため、小まめに手を洗う
- 6 早めに食べて長期保存は避ける

食中毒予防の6つのポイント

太陽熱温水器と太陽熱利用システムの設置費用の一部を補助します

対象者

自己が所有し居住する町内の住宅に対象機器を設置する人、または対象機器を設置した住宅を購入する人で、一定の要件に当てはまる人

補助金額

対象機器の設置費用の5分の1の額(限度額5万円)

注意事項

補助を受けるには、設置、購入する前に事前手続きが必要です。詳しくは町ホームページに掲載しています。

問い合わせ

環境生活課 環境係 ☎(232)2114



9月30日(日)は 町長・町議会議員補欠選挙の投票日です

任期満了(10月13日)に伴う菊陽町長選挙と、町長選挙と同時に町議会議員補欠選挙の日程は、次のとおりです。

なお、町議会議員の欠員数は、6月21日現在1人となっています。

選挙期日(投開票日)

9月30日(日)

告示日(立候補受付)

9月25日(火) 午前8時30分～午後5時



大切な投票を忘れずに

問い合わせ

選挙管理委員会 ☎(232)2111

ハートフルパス(障がい者等用駐車場利用証)の申請・交付が菊陽町で行えるようになりました

障がい者等専用駐車場を適正に利用していただくため、障がいのある人や高齢者、妊産婦など、歩行が困難な人に対して、県内共通の「ハートフルパス(利用証)」が交付されます。

その手続き(申請・交付)が、7月2日(月)から、福祉課と西部支所でするようになりました。

対象(手帳などの添付書類が必要です)

次のいずれかに該当する歩行困難な人

- 身体障害者手帳を持っている人(該当要件あり)
- 療育手帳を持っており、障害の程度欄が「A」の人
- 精神障害者保健福祉手帳を持っており、等級が「1級」の人
- 介護保険被保険者証を持っており、要介護状態区分が「要介護1」以上の人
- 妊産婦で妊娠7カ月～産後3カ月の人
- けがなど、医師の診断により歩行困難と認められる人



期限なし

期限あり

申し込み・問い合わせ

福祉課 障がい福祉係 ☎(232)4913
西部支所 ☎(237)6555